

公益財団法人日本ソフトボール協会
倫理規程違反に関する通報及び相談窓口設置に関する規程

第1条（目的）

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）の組織運営及び事業推進において、すべての関係者の倫理規程に基づく違反行為に関する通報及び相談窓口（以下、「通報及び相談窓口」という）を設置し、その受付と対応について定める。

第2条（通報及び相談窓口）

通報及び相談窓口は倫理・コンプライアンス委員会の下に置き、広井法律事務所が担当する。

<連絡先>

105-0001 東京都港区虎ノ門 1-12-11 虎ノ門ファーストビル7階
F A X 03-3501-5506
E-mail hiroi@biglobe.ne.jp
弁護士 広井 武昭

第3条（対象となる行為）

通報及び相談窓口で受け付ける内容は、当法人の倫理規程第1条の2に定める評議員、役員及び職員並びに各専門委員会の委員、当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の当法人関係者の倫理規程違反行為とする。ただし、個人的な誹謗中傷や不平不満等は取り扱わない。

第4条（受付方法）

通報及び相談は、ファクシミリ、電子メール及び文書によって行う。

第5条（手続）

受け付けられた通報及び相談は、次の手続きにより処理される。

- （1）通報及び相談を受けた窓口は、速やかに内容を確認し、倫理・コンプライアンス委員長へ報告をする。
- （2）倫理・コンプライアンス委員長は、報告を受けた内容について、その対応に最も適切と思われる委員会又は加盟団体等に依頼し、調査及び事実

倫理規程違反に関する通報及び相談窓口設置に関する規程

確認をする。

- (3) 事案の対応を依頼された委員会又は加盟団体等は、確認した内容を倫理・コンプライアンス委員長へ報告する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員長は倫理・コンプライアンス委員会を開催し、報告内容に基づき倫理規程違反の有無を判定する。
- (5) 倫理・コンプライアンス委員会は、報告された内容に倫理規程違反が認められた場合、処分規程等に基づく処分を検討し、問題の解決と再発防止を図る。

2 連絡先の確保ができないことにより十分な資料や証拠の提供が得られない場合や関係当事者からの聴き取りが行えない場合等、調査及び事実確認に支障がある場合には、前項に定める手続きを行わない。

第6条（保護方針）

通報及び相談窓口の担当者は、正当な理由なく通報及び相談に関わる情報を開示してはならない。また、通報及び相談を行ったことを理由として、通報者及び相談者に不利益となる取り扱いをしてはならない。

第7条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、平成27年1月24日から施行する。

改訂履歴

令和4年5月19日	一部改正 第2条、第5条の一部（・コンプライアンス）の追加
-----------	----------------------------------